

令和8年度安曇野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務募集要領

1 業務の目的

自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業の税負担が軽減される企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、地方への資金の流れをつくり、地方創生の充実・強化が図られる。

安曇野市としても、本制度の積極的な活用を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、安曇野市への寄附の獲得を目指すことを本業務の目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

安曇野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

本業務の受託者は、企業版ふるさと納税の制度を活用し、安曇野市への寄附獲得を目指す。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約金額

本業務は成果報酬型とし、手数料は寄附1件につき、寄附額の20%（税抜）とする。ただし、安曇野市が示す割合より低い割合での申込みも可とする。

(5) 支払い方法

安曇野市が寄附金を領収した事実をもって成果とし、受託者は、当月に寄附があった事業者及び寄附金額をまとめたものを月末に提出し、翌月10日までに請求を行うものとする。ただし、現計予算を超える支払いが発生した場合には、安曇野市が予算の措置を講じた後に手数料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。

3 受託者の要件

本業務の受託者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 本業務の実施について、安曇野市の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。

(2) 租税公課の滞納がないこと。

(3) 国・県・安曇野市のいずれかから入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

4 受託者の申込

(1) 受付期間 随時

(2) 提出書類

①申込書（様式第1号）

②資格確認書兼誓約書（様式第2号）

③履歴全部事項証明書又は定款（写）

④会社案内パンフレット等（会社HP等の印刷物でも可）

⑤手数料を安曇野市が示す割合以下で応募する場合は、割合を示した算定表等

5 契約に関する事項

(1) 契約の方法

安曇野市と受託者は、別に示す契約書を締結するものとする。

(2) その他

契約締結後、受託者が第3項に示す要件を満たさなくなったときは、安曇野市は、契約の解除を行うことができるものとする。

6 事業担当者

政策部政策経営課企画担当

担当 小林 拓海

電話 0263-71-2401 FAX 0263-71-5155

メール seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp